号様式（新特定有価証券開示府令第十六号の二様式及び第十六号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する有価証券届出書（新特定有価証券開示府令第一条第十七号に規定する有価証券届出書をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び発行登録書（新特定有価証券開示府令第一条第十九号の六に規定する発行登録書をいう。以下この項及び第四項において同じ。）について適用し、同日前に提出される有価証券届出書及び発行登録書については、なお、従前の例による。

2　新特定有価証券開示府令第七号様式（同様式記載上の注意(1)ｈ、(12)ｂ及び(13)を除く。）、第七号の二様式（同様式記載上の注意(1)ｋ、(12)ｂ及び(13)を除く。）、第七号の三様式（同様式記載上の注意(1)ｇを除く。）、第八号の二様式（同様式記載上の注意(1)ｅを除く。）、第八号の三様式（同様式記載上の注意(1)ｈを除く。）、第八号の四様式（同様式記載上の注意(1)ｅを除く。）、第八号の五様式（同様式記載上の注意(1)ｈを除く。）、第九号様式（同様式記載上の注意(1)ｅ、(7)ｂ及び(8)を除く。）及び第九号の二様式（同様式記載上の注意(1)ｈ、(7)ｂ及び(8)を除く。）は、施行日以後に終了する特定期間（新特定有価証券開示府令第四条の三第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る有価証券報告書（新特定有価証券開示府令第一条第二十号に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する特定期間に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

3　新特定有価証券開示府令第十号様式（同様式記載上の注意(1)ｈを除く。）、第十号の二様式（同様式記載上の注意(1)ｋを除く。）、第十一号の二様式（同様式記載上の注意(1)ｅを除く。）、第十一号の三様式（同様式記載上の注意(1)ｈを除く。）、第十一号の四様式（同様式記載上の注意(1)ｅを除く。）（第十一号の五様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第十一号の五様式、第十二号様式（同様式記載上の注意(1)ｅ及びｆを除く。）（第十二号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第十二号の二様式は、施行日以後に終了する中間特定期間（特定期間開始の日から起算して六月を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る半期報告書（新特定有価証券開示府令第一条第二十一号に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間特定期間に係る半期報告書については、なお従前の例による。

4　新特定有価証券開示府令第十七号様式、第十八号様式、第二十一号様式、第二十二号様式、第二十三号様式及び第二十四号様式は、施行日以後に提出する発行登録書に係る訂正発行登録書（新特定有価証券開示府令第一条第十九号の七に規定する訂正発行登録書をいう。以下この項において同じ。）、発行登録追補書類（新特定有価証券開示府令第一条第十九号の八に規定する発行登録追補書類をいう。以下この項において同じ。）及び発行登録通知書（新特定有価証券開示府令第一条第十九号の五に規定する発行登録通知書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に提出した発行登録書に係る訂正発行登録書、発行登録追補書類及び発行登録通知書については、なお従前の例による。

5　新特定有価証券開示府令第二十五号様式及び第二十五号の二様式は、施行日以後に提出する有価証券届出書に係る目論見書（新特定有価証券開示府令第一条第十五号に規定する目論見書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に提出する有価証券届出書に係る目論見書については、なお従前の例による。

6　新特定有価証券開示府令第二十九条第二項第九号の規定は、改正法第九条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号。以下この項及び附則第四条において「新投信法」という。）第十七条第二項から第五項まで（新投信法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による通知又は公告が行われる場合における併合について適用し、改正法第九条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び附則第四条において「旧投信法」という。）第十七条第二項から第五項まで（旧投信法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による通知又は公告が行われる場合における併合については、なお従前の例による。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この府令の施行の際現に委託者非指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。以下この項において同じ。）の信託財産の運用を行っている信託会社等（同法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。）については、その行う委託者非指図型投資信託の当該信託財産の運用に関しては、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、第三条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（次項及び第三項において「新投信法施行規則」という。）第二百七十一条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。ただし、当該信託財産に関し同号に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。

2　この府令の施行の際現に、その親会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。）に該当する法人が、新投信法施行規則第二百四十四条第三号イからニまでに掲げる法人に該当する場合における金融商品取引業者については、同条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して四年を経過する日までの間は、適用しない。

3　この府令の施行の際現に、その主要株主（金融商品取引法施行令第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。）に該当する者が、新投信法施行規則第二百四十四条第三号イからニまでに掲げる法人又は同条第四号イからヘまでに掲げる個人に該当する場合における金融商品取引業者については、同条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して四年を経過する日までの間は、適用しない。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の改正による改正後の投資信託財産の計算に関する規則第五十八条から第五十九条まで、第六十二条及び第六十三条の規定は、施行日以後に到来する新投信法第十四条第一項（新投信法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する作成期日に係る運用報告書について適用し、施行日前に到来した旧投信法第十四条第一項（旧投信法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。

（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第十二条の規定による改正後の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（以下この条において「新課徴金府令」という。）第一条の規定（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条及び次条において「法」という。）第百七十二条第一項に係る部分に限る。）は、施行日以後に開始する同項に規定する有価証券の募集若しくは売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘について適用し、施行日前に開始した同項に規定する有価証券の募集若しくは売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘については、なお従前の例による。

2　新課徴金府令第一条の規定（法第百七十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）は、施行日以後に開始する法第百七十二条第二項に規定する募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について適用し、施行日前に開始した同項に規定する募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付ける行為については、なお従前の例による。

3　新課徴金府令第一条の規定（法第百七十二条第三項に係る部分に限る。）は、施行日以後に開始する同項に規定する売出しにより有価証券を売り付ける行為について適用し、施行日前に開始した同項に規定する売出しにより有価証券を売り付ける行為については、なお従前の例による。

4　新課徴金府令第一条の規定（法第百七十二条の二第一項及び第二項に係る部分に限る。）は、施行日以後に提出される法第百七十二条の二第三項に規定する発行開示書類に基づく同条第一項に規定する募集若しくは売出し又は同条第二項に規定する売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について適用し、施行日前に提出された同条第三項に規定する発行開示書類に基づく同条第一項に規定する募集若しくは売出し又は同条第二項に規定する売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付ける行為については、なお従前の例による。

5　新課徴金府令第一条の規定（法第百七十二条の二第四項及び第五項に係る部分に限る。）は、施行日以後に開始するこれらの項に規定する売出しにより有価証券を売り付ける行為について適用し、施行日前に開始したこれらの項に規定する売出しにより有価証券を売り付ける行為については、なお従前の例による。